

令和2年度

定例監査結果報告書

令和3年1月27日

もとす広域連合監査委員

定例監査結果報告書

【監査の基準】

もとす広域連合監査基準（令和2年もとす広域連合監査委員告示第1号）

【監査等の種類】

地方自治法第199条第1項及び第4項による定例監査

【監査等の対象】

もとす広域連合本庁及び現地機関における令和2年4月1日から令和2年9月末日までの財務に関する事務等。

【監査等の着眼点（評価項目）】

- ① 資料等の記載内容に係る事務手続が関係法令に準拠し、適正に行われているか
- ② 帳簿等の計数は、正確であるか
- ③ 組織及び運営の合理化に努めているか
- ④ 財産の管理は適正か
- ⑤ 予算が適正かつ効率的に執行されているか

【監査等の実施内容】

実施日時 : 令和2年10月20日（火）午前9時33分から午前11時41分

実施場所 : もとす広域連合会議室

監査委員 : 折戸 俊行 、 村木 俊文

監査対象 : ①総務課
②介護保険課
③老人福祉施設大和園
④療育医療施設
⑤衛生施設

監査内容 : もとす広域連合長から提出された各課及び現地機関における定例監査資料について、各所属長より説明を求め、監査等の着眼点（評価項目）に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した。また、例月実施した出納検査の結果をふまえ、関係職員の説明を聴取するとともに、事務が法令に適合しているか慎重に監査した。

【監査等の結果】

① 総務課

- ・公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、今年度から導入された会計年度任用職員制度を有効活用し、職員の確保や優秀な人材の離職防止に努められたい。

② 介護保険課

- ・令和2年度の重点事項における介護保険料の収納対策について、組織市町ごとの滞納者一覧表を作成し、組織市町に提出するなど、内容が明確化されており、滞納整理の強化が図られている。引き続き適正かつ公平な徴収事務に努められたい。

③ 老人福祉施設大和園

- ・施設の個人利用料について、令和2年度分については、おおむね適切に滞納整理されている。過年度分については、滞納が一部見受けられるため、内容を精査し、適切に滞納整理をするよう検討されたい。

- ・新型コロナウイルス感染症対策について、施設内の共有部分である手摺の消毒など、定期的に行われており、引き続き万全を尽くすよう努められたい。

④ 療育医療施設

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、休日急患診療所の利用者数が少ない状況であるため、出勤させる職員数を調整しているとのことだが、今後も利用者数の増減等を鑑みながら、適切に職員管理をされたい。

⑤ 衛生施設

- ・特に指摘事項無し。

【監査結果に関する総括的な意見】

監査に付された一般会計、特別会計の定例監査資料の記載内容に係る事務手続が法令に準拠し、適正に行われており、帳簿等の計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行及び関連する事務は適正に行われ、財産についても適正に管理されているものと認められた。今後も、瑞穂市、本巢市及び北方町の住民サービス充実のため、さらに万全の体制づくりに努めるとともに、健全な財政運営を図りつつ、最少の経費をもって最大の効果を挙げるべく格段の配慮を望むものである。